［号を削る。］

三　前二号に掲げるもののほか、部内の他課の所掌に属しない事務に関すること。

（特別捜査課）

第百三十六条　特別捜査課においては、重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する事務をつかさどる。

（特別対処課）

第百三十七条　特別対処課においては、重大サイバー事案に対処するための警察の活動のうち当該事案の発生の予防及び当該事案による被害の拡大の防止に関する事務をつかさどる。

（管区警察局情報通信部の分課）

第百三十八条　［略］

２　前項に掲げる課のほか、関東管区警察局情報通信部に、人事調整官一人を置く。

第百三十九条～第百四十二条　［略］

（人事調整官）

第百四十三条　人事調整官は、命を受け、第百三十九条第一号に掲げる事務のうち職員の人事に関する重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。

（府県情報通信部）

第百四十四条　［略］

第二目　警察支局

（四国警察支局の内部組織）

第百四十五条　［略］

（首席監察官及び監察官）

第百四十六条　首席監察官及び監察官の所掌事務については、第百二十四条の規定を準用する。

（警務・監察課）

第百四十七条　［略］

（会計課及び会計監査官）

第百四十八条　会計課及び会計監査官の所掌事務については、それぞれ、第百二十七条及び第百二十八条の規定を準用する。

（広域調整課）

第百四十九条　［略］

（高速道路管理官及び災害対策官）

第百五十条　高速道路管理官及び災害対策官の所掌事務については、それぞれ、第百三十一条及び第百三十二条の規定を準用する。

第百五十一条～第百五十三条　［略］

（情報技術解析課）

第百五十四条　情報技術解析課の所掌事務については、第百四十二条の規定を準用する。

三　重大サイバー事案に係る犯罪の捜査のうち前号に掲げる事務と一体的に行うことが適当なものに関すること。

四　前三号に掲げるもののほか、部内の他課の所掌に属しない事務に関すること。

（特別捜査課）

第百三十三条　特別捜査課においては、重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する事務（企画分析課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［条を加える。］

（管区警察局情報通信部の分課）

第百三十四条　［同上］

［項を加える。］

第百三十五条～第百三十八条　［同上］

［四条ずつ繰り下げる。］

［条を加える。］

（府県情報通信部）

第百三十九条　［同上］

［目名を付する。］

（四国警察支局の内部組織）

第百四十条　［同上］

（首席監察官及び監察官）

第百四十一条　首席監察官及び監察官の所掌事務については、第百二十一条の規定を準用する。

（警務・監察課）

第百四十二条　［同上］

（会計課及び会計監査官）

第百四十三条　会計課及び会計監査官の所掌事務については、それぞれ、第百二十四条及び第百二十五条の規定を準用する。

（広域調整課）

第百四十四条　［同上］

（高速道路管理官及び災害対策官）

第百四十五条　高速道路管理官及び災害対策官の所掌事務については、それぞれ、第百二十八条及び第百二十九条の規定を準用する。

第百四十六条～第百四十八条　［同上］

［五条ずつ繰り下げる。］

（情報技術解析課）

第百四十九条　情報技術解析課の所掌事務については、第百三十八条の規定を準用する。